

学校生活の決まり

A 学校生活の約束ごと

登校

- 制服着用。(雨天時には、ジャージ登校可)
- 定められた通学路を通り、交通ルールを守る。
- 8:05までに正門・南門を通過し、8:10までに教室に入室する。
(防犯上の理由から8:15に正門・南門を閉める)
- 自転車通学者
 - ・ヘルメットを着用する。
 - ・正門前で降車し、自転車置場まで押して行く。
 - ・決められた場所の線の上に後部(スタンド)を揃えて駐輪する。
 - ・ヘルメットは、かごの中にきちんと入れ、必ず鍵をかける

出席確認及び朝の会

- 部活動の朝練に参加した生徒は、活動終了後、制服に着替えてから教室に入る。ただし、1校時がジャージで行う授業の場合には、ジャージのままでもよいこととする。※総体・新人戦前の期間限定
- 8:15までにかばん等を自分の指定のロッカーの中に入れ、静かに朝の読書や自主学習を始める。
- 8:25に日直は朝の会を始める。
- 机の脇にかばん等はかけない。

授業

- 教科の学習内容にあった服装で授業を受ける。
- 常に時間を意識して、3分前行動を心がける。(3分前着席を心がける)
- 教室を移動する場合には窓を閉め、消灯・施錠する。

休み時間

- 自分の学年があるフロアで過ごし、他教室への出入りをしない。
- 安全のためベランダには出ない。職員駐車場に出入りしない。
- 体育用具は使用しない。体育委員会のものを使用する。
- トイレは原則として、自分の生活するフロアのものを使用する。
- 昼休みは、オムニコート・中庭・体育館は原則使用しない。

給食

- 給食の約束ごとの通り準備・片付けを行う。

清掃

- ジャージに着替えて黙働を行う。

帰りの会

- 時間通りに帰りの会を開始する。
- 16:00には終了し、ただちに放課後の活動に取り組めるようにする。(部活動・委員会活動等)

下校

- 完全下校の時刻を守る。
- 部活動に参加した生徒は、活動時の服装で下校できる。
(ただし、外靴ははきかえて下校する)
- 定められた通学路を通り、交通マナーを守って複数で下校すること。

その他

- 職員室への出入り
 - ・会議中は入室できない(定期テスト前やテスト実施日も同様)
 - ・「失礼します」「失礼しました」のあいさつを忘れずに行う。
 - ・かばん等の荷物や防寒着を着用して入室しない。
- 職員トイレは使用しない。

B 服装等のきまり

	男子生徒	女子生徒
服装について	服装を整え、心も整えよう	
	<p>1 上着</p> <p>① 標準型の中学生学生服とする。上着の下は標準型白ワイシャツとする。</p> <p>② ボタンは本校指定のものとする。</p> <p>③ 夏季は標準型白長袖、半袖ワイシャツを着用する。</p> <p>④ ワイシャツの下にインナーを着る場合、襟は、クルーネック、Vネックとし、外から見えないようにすること。</p> <p>⑤ 上着の着脱は、個々の判断に任せる。上着を脱ぐ場合はバックに入れる。</p> <p>2 ズボン</p> <p>① 標準型のストレートとする。</p> <p>② タック入りは認めない。</p> <p>3 ベルト</p> <p>○ 革または合革・布製の学生用ベルトとし、黒色の飾り気のないものを着用する。</p> <p>4 下靴</p> <p>○ 白色の運動靴とする。</p> <p>5 ソックス</p> <p>○ 白または紺・黒の無地を着用する。(ワンポイントは派手でないものとする。ソックスの長さはくるぶしが隠れるものとする)</p> <p>※ 学校生活全般で、だらしない着こなしはしない</p>	<p>1 上着</p> <p>① 本校指定の紺色のダブルのブレザーとする。</p> <p>② 上着の下は白ブラウス（丸襟フラットカラー）を着用する。</p> <p>③ 夏季の服装は白の長袖、半袖ブラウス（丸襟フラットカラー）を着用する。</p> <p>④ ブラウスの下にインナーを着る場合、襟は、クルーネック、Vネックとし、外から見えないようにすること。</p> <p>⑤ 上着の着脱は、個々の判断に任せる。上着を脱ぐ場合はバックに入れる。</p> <p>2 スカート</p> <p>① 本校指定のジャンパースカートを着用する</p> <p>② 長さの目安は膝が隠れる程度とする。</p> <p>3 下靴</p> <p>○ 白色の運動靴とする。</p> <p>4 ソックス</p> <p>① 白または紺・黒の無地を着用する。(ワンポイントは派手でないものとする。ソックスの長さはくるぶしが隠れるものとする)</p> <p>② 防寒用のタイツを着用する場合には、黒または紺とする。</p> <p>※ 学校生活全般で、だらしない着こなしはしない</p>
	<p style="text-align: center;">活動的・衛生的で上品な髪型にしよう</p> <p>○ 学習や運動に適した髪型とする</p> <p>○ 髪は自然を保ち、目かからないようにする。 (一部だけを強調するような髪型は不可)</p> <p>○ 整髪料等につけない</p>	<p>○ 学習や運動に適した髪型とする</p> <p>○ 髪は自然を保ち、目・耳にかからないようにする。 (一部だけを強調するような髪型は不可)</p> <p>○ 肩にかかる場合には耳より下の位置で編むか結ぶ。髪を結ぶゴムの色は黒・紺色・茶色とする。</p> <p>○ パッチンピンの着用は可とする。</p>
その他	<p>1 校章</p> <p>男子・・・本校指定のものを左襟につける。</p> <p>女子・・・本校指定のものを左の下襟につける。</p>	

2 名札

クリップ式のを左胸部にとめる。

3 上履き・体育館履き兼用シューズは学年色の色分けしたものを使用する。

R6年度 1年・・・黄色 2年・・・青色 3年・・・緑色 ※靴ひもは、きちんと結ぶ

4 通学用運動靴

白色（単色）の運動靴を使用する。体育の陸上の授業でも使用するので、靴底はデッキシューズタイプの平らなもの（テニスシューズ等）は禁止とする。 ※靴ひもは、きちんと結ぶ

5 部活動用のウィンドブレーカー等は、原則として朝活動と登下校時に使用できる。

（授業中・帰りの会での着用は不可）

6 ジャージ、半袖体操服には指定の名札を胸部につける。

7 セーター・カーディガンは、黒・紺色・グレーとする。ただし、着用する時はワイシャツ、ブラウスの上に着用し、制服からはみださないようにする。（女子はジャンパースカートの下に着るとよい。）

8 手袋・マフラー・防寒具（上着）は派手でないものとする。ただし、部活動用のウィンドブレーカーがある場合は、それを防寒着として着用する。

9 学校指定の通学用バックを使用する。

10 体操服など通学用バックに入りきらない場合にはサブバックを使用してもよい。（特に指定はないが派手ではないものとする。大きさの目安として、教室のロッカーに収納できる大きさとする。）

11 学校に必要な無いもの（雑誌類、携帯電話、ゲーム、食べ物等）は持ってこない。

12 アクセサリー類は、身につけない（ピアス、ネックレス、ミサンガ等）

C 自転車通学について

1 自転車通学の許可について

- 自転車での通学は「許可制」とする。
- 自転車通学を許可する範囲は、原則として学校から直線距離で2 km以上離れている家から通学する場合とする。
- 安全運転をし、規則を必ず守ること
- 通学許可を受け、登録番号シールのついた定められた自転車を使用して通学すること

2 自転車の購入について

(注) 自転車の購入を予定されている方は、自転車通学の許可を受けてから購入すること。

- 通学用自転車の形状について
 - ・ 学生用通学自転車とする。
 - ・ 通学用自転車の色はシルバーもしくは白であること。
 - ・ マウンテンバイクやT型のハンドルの自転車でないこと。また、泥よけ、荷台、前かごがあること
 - ・ スタンドは自転車が直立するものであること。
 - ・ ギアについては、ハンドルを持ったままで操作できる内装三段のものであること
- その他
 - ・ 自転車は防犯登録を済ませ、登録シールが貼ってあること
 - ・ 自転車店で点検整備を受け、「TSマーク」を交付されていること。
 - ・ 自転車向けの保険に加入すること

3 事故防止のための遵守事項について

- 信号や標識に従い一時停止を行うなど、交通法規やマナーを守る。
- わき見運転をせず、常に周囲の危険に気を配り、安全運転を心がける。
- 必ずヘルメットを着用し、あごひもをきちんと締める。
- メインバックは、背中に背負うこと。重いサブバックは、できるだけ後ろの荷台にしぼること。
- 雨天時には、雨具（カッパ）を着用する。
- 無灯火運転をしない。
- 二人乗りや並列進行など、危険な運転をしない。

4 その他

- 3の「遵守事項」を守れない場合には、許可を取り消す場合がある。
- 寿小方面からの自転車利用者は、交通安全のために旧6号線（水戸神栖線）と県庁前大通りを通学路として利用する。
- ※ 歩道を自転車で押しての登下校は、歩行者のじゃまになるのでやらないこと
(友達と歩きたいときは自転車登校しない)
- ※ ほとんどの歩道が自転車通行可となっているが、歩行者との接触事故も発生しているので十分注意すること
- 年に1回は自転車店で点検を受け、「TSマーク」の交付を受けること。不備があった場合にはすぐに修理を受けること。
- 自転車登録番号のシールは入学後販売するので、後部の泥よけに貼ること。
- 雨具、ヘルメット（白）は、各自で購入すること。

D 部活動について

1 部活動のねらい

- (1) 各部のきまりをよく守り、他の生徒の模範となるよう心がける。
- (2) 部員は、笠原中学校の生徒として、誇りをもって行動する。
- (3) 所属意識を高め、集団行動ができるようにする。
- (4) 自主的な体育・文化活動を通して、
 - ・強い精神力をつける
 - ・強い身体をつくる
 - ・温かい心を育てる
 - ・各種の技能をのぼす

2 部活動の選択方法

- (1) 自分の趣味・特技を伸ばすことができる活動を選ぶ。
- (2) 学年・学級の枠を超えた広い視野に立って活動することを考える。
- (3) 社会生活や将来の進路との関連において特技を活かせる活動を選ぶ。
- (4) 余暇を有意義に活用できる知識や技能を身につけることができる活動を選ぶ。

3 練習時間・休養日〔顧問の指導のもとに行う〕

「令和6年度部活動について」参照

4 体育館・柔剣道場・教室使用上の注意

- (1) 使用後は必ず清掃し、使用した器具類は元の位置にもどす。
- (2) 戸締まりを完全に行い、指導者（顧問）に確認をしてもらう。
- (3) 教室での活動は、備品および私物には触れないこととする。
- (4) ガラス、その他の使用器具・備品を破損した場合、または破損に気づいた場合は、必ず顧問に申し出て責任者に連絡する。

5 部室使用上の注意

- (1) 部室の使用は、朝、放課後、休日の練習時とし、常に施錠する。
- (2) 部室内での飲食、火器の使用は絶対にしないこと。
- (3) 部室内の整理、整頓につとめ、部活動に必要なもの以外は入れておかない。
- (4) 部員以外は、入室をしないこと
- (5) 部室は戸締まりを完全に行い、カギは職員室に保管する。

6 休日の登校・大会の参加時の服装・乗り物

- 大会・練習試合等に自転車を使用する場合は、通学用自転車に準ずる整備された自転車とし、ヘルメットを着用する。

7 部活動（R6）

- | | | | |
|-----------------|-------------------|----------|------------|
| (1) 野球 | (5) バレボール | (9) 柔道 | (13) E S S |
| (2) サッカー | (6) バスケットボール（男・女） | (10) 水泳 | |
| (3) 陸上競技 | (7) 卓球 | (11) 吹奏楽 | |
| (4) ソフトテニス（男・女） | (8) 剣道 | (12) 美術 | |

生徒会のしくみ

生徒会の活動を知るために、私たちの身近な問題がどのようにとりあげられ、どこで決定されて、実行に移されるかをみることにしよう。

ある会員生徒が「毎月1回なわとび大会を開いてもらいたい」と考えたとする。これを実現させるためには、まず自分の学級に提案し賛成してもらうことが必要である。賛成した学級の代表は、それを役員会に提案する。役員会は、他の学級会での話し合いを連絡し、次の中央委員会に議題として提出する。

中央委員会では、各学級の意見を十分に討論し、生徒会の態度を決定する。(生徒会予算は、生徒総会において決定されることを除けば、他のすべては、この中央委員会で決定される。)

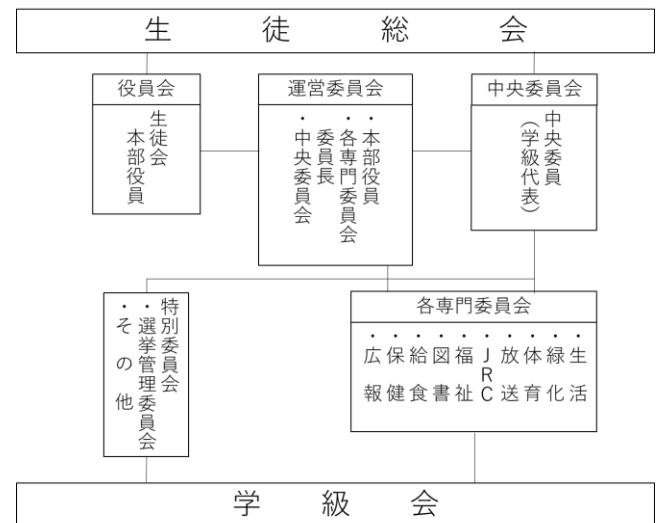
もし、この提案が多数の支持を得て可決されると、校長先生の承認をいただいた後に役員会は実行に移すことになる。しかし、実際の仕事は、各専門委員会(この場合は、体育委員会)で行われることになる。

(国の政治のしくみとくらべてみれば、中央委員会は国会にあたり、役員会が内閣、専門委員会が各省にあたるであろう。)

こうして、会員の考えが生徒会活動に反映されるのであるから、私たちは学級会や委員会の活動に進んで参加して、学校生活をより楽しく豊かにしていくことができる。また、そうすることが私たちの義務であり権利でもあろう。

生徒会各機関の仕事については、生徒会会則や専門員会細則をよく読んで理解しておくようにしよう。

笠原中学校生徒会組織



生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、水戸市立笠原中学校生徒会とい
い、(以後、この会とよぶ)、本部を校内に
おく。

第2章 目的

第2条 この会は、生徒の自主的活動を通して、生
徒の生活改善や良い校風の樹立・発展を
期することを目的とする。

第3章 会員

第3条 この会は水戸市立笠原中学校生徒を会員
として組織する。

第4章 役員とその任務

第4条 この会には次の役員をおく。
会長1名、副会長2名(男1,女1)
幹事6名(各学年男1,女1,男女どちら
か1名)

第5条 会長、副会長、幹事は全会員の選挙によ
り選出し、校長先生の承認によって決ま
る。

第6条 この会の役員選挙は別に定める選挙規定
により、選挙管理委員会がその事務を執
り行う。

第7条 役員の任期は1年(10月より翌年9月)
とする。

第8条 役員の任務は次の通りである。
会長は生徒会を代表し、生徒会全般の活
動発展につとめる。副会長は会長を助け、
会長と共に会の発展につとめる。幹事は
会長・副会長を助け、事務を行う。

第5章 機関

第9条 この会に次の機関を置く。
1. 生徒総会 2. 中央委員会 3. 役員会
4. 生徒会運営委員会 5. 専門委員会
6. 学年中央委員会

第10条 必要がある時は中央委員会の議決によ
って特別委員会をおくことができる。

第6章 生徒総会

第11条 生徒総会はこの会最高の議決機関で、会
長の招集により開かれる。

第12条 生徒総会は次のことを行う。
1. 年間の活動計画や予算の審議・決定
2. 年間活動の結果と決算の審議・決定
3. 会則の変更

第7章 中央委員会

第13条 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関
で、原則として月2~3回程度開く。但し、
必要と認める時は臨時に開くことができ
る。

第14条 中央委員会は次のことを行う。
1. 役員会及び各専門委員会・各学級等から提
出された議案の審議・決定
2. 学校生活の諸問題とその解決策についての
審議・決定

第15条 中央委員会は各学級から選ばれた男女
各1名の中央委員をもって構成する。ま
た、中央委員会には生徒会役員及び専門
委員長も出席するが議決権はない。

第16条 学年委員会は学年の中央委員をもって
構成し、学年の生徒会活動を推進する。

第8章 役員並びに生徒会運営委員会

第17条 役員並びに生徒会運営委員会は、生徒会
の中心となる執行機関で次のことを行
う。
1. 総会・中央委員会に提出する議案の作成
2. 議決機関から与えられた事項の執行
3. 必要に応じ中央委員会招集の要請
4. そのほか運営に関する調整と執行

第18条 生徒会運営委員会は、幹事、中央委員会学
年委員長、専門委員長で構成し、必要に応
じて開くことができる。

第19条 学年生徒会運営委員会は、幹事、中央委員
会学年委員長、専門委員会学年委員長で
構成し、学年生徒会の運営にあたる。

第9章 専門委員会

- 第20条 この会には、次の専門委員会をおく。
生活、緑化、体育、放送、J R C、福祉、図書、給食、保健、広報。
- 第21条 専門委員会の仕事は、別に定める専門委員会規定細則により、専門委員会が行う。
- 第22条 専門委員会の委員長はその委員会を代表して、議決事項、及びその執行について、中央委員会及び生徒会運営委員会に報告・提案の責任がある。

第10章 その他の委員会

- 第23条 選挙管理委員会などの臨時の特別委員会は、必要に応じて各学級から選出された委員により組織し活動する。

第11章 定足数と議決に関すること

- 第24条 すべての委員会・総会は定員の3分の2以上の出席によって開かれる。
- 第25条 委員欠席の場合は代理の出席が認められる。
- 第26条 すべての委員会・総会の議事は出席会員の過半数によって決める。

第12章 会費

- 第27条 この会の経費は、会費・その他によってまかなわれる。
- 第28条 本会の会費は、月額80円とする。
- 第29条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第13章 顧問の先生

- 第30条 顧問の先生には、生徒会運営について指導を受ける。
- 第31条 この会がおこなうことについては校長先生の承認が必要である。

第14章 付則

- 第32条 この会則は、昭和58年5月26日より執行する。
昭和61年2月25日一部改訂。
平成17年2月25日一部改訂。
平成26年3月14日一部改訂。
平成27年3月19日一部改訂。
令和5年3月24日一部改訂。

専門委員会細則

第1条 専門委員会は、学級より選ばれた委員によって構成される。(人数は毎年検討する。)

第2条 専門委員会の委員長・副委員長・書記等の役員は、委員の互選による。

第3条 委員長は、その委員会を代表して、決議事項及び執行について、運営委員会及び中央委員会に報告する。

第4条 専門委員会は月2～3回程度開く。但し必要がある場合は臨時に開くことができる。

第5条 委員会は任務を次のように定める。

1. 生活委員会

- 楽しく規則正しい学校生活を築くための仕事をする。
- 校舎内外の清掃美化についての仕事をする。

2. 緑化委員会

- 花であふれ、潤いのある学校になるように花壇の整備に努める。

3. 体育委員会

- 体育的行事等の企画と運営にあたる
- 会員の運動に対する意識を高める
- 体育用具・運動場の利用をすすめる仕事をする。

4. 放送委員会

- 放送活動が円満にいくように、朝、昼休み、清掃、帰りなどのプログラム編成と実行に努める。

5. JRC委員会

- 地域の福祉活動・奉仕活動などに貢献する。
- JRCの精神にもとづき、JRC活動の推進にあたる。

6. 福祉委員会

- 福祉に関する広報活動や日常の福祉活動・奉仕活動などをする。

7. 図書委員会

- 学校図書館の仕事をする。
- 図書館の利用を広める。

8. 給食委員会

- 給食活動時の衛生的環境を整える。

9. 保健委員会

- 会員の健康・安全を保つための仕事をする。
- 衛生的環境を整える。

10. 広報委員会

- 生徒会活動や学校行事の活動記録や報告を行う。

付則

1. この細則は、生徒会会則 21 条にもとづいて定められたものである。
2. この規定細則は、昭和 58 年 5 月 26 日より実施する。

昭和 61 年 2 月 25 日一部改訂

平成 7 年 5 月 20 日一部改訂

平成 16 年 2 月 25 日一部改訂

平成 26 年 3 月 14 日一部改訂

平成 27 年 3 月 19 日一部改訂